

さつき荘ヘルパーセンター

訪問介護

— 利 用 料 金 表 —

- ☆ 身体介護が中心である場合
 - 所要時間20分以上30分未満 2 4 4 単位
 - 所要時間30分以上1時間未満 3 8 7 単位
 - 所要時間1時間以上の場合、5 6 7 単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに 8 2 単位を加算した単位数

- ☆ 生活援助が中心である場合
 - 所要時間20分以上45分未満 1 7 9 単位
 - 所要時間45分以上 2 2 0 単位

- ☆ 身体介護中心であるサービスを行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心であるサービスを行った場合は、身体介護の利用料金にかかわらず身体介護の単位数に生活援助が中心であるサービスの所要時間20分から計算して25分を増すごとに 6 5 単位（1 9 5 単位を限度とする）を加算した単位数

- ☆ 初回加算：200単位/月
- ☆ 高齢者虐待防止措置未実施減算：事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に所定単位数の100分の1を減算
- ☆ 特定事業所加算（Ⅳ）：体制要件、人材要件のいずれにも適合している場合は3%加算
- ☆ 緊急時訪問介護加算：100単位/月
- ☆ 夜間又は早朝にサービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜にサービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算します。
- ☆ 2人の従業者が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常料金の2倍となります。
- ☆ ご利用者にご提供する食事の材料に係る費用は別途頂きます。
- ☆ 通常の実施地域を超えての利用は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算します。
- ☆ 地域区分：7級地（1単位=10, 21円）
- ☆ サービス費は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合でのお支払いとなります。
- ☆ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：介護職員の賃金の改善等を実施している事業所。職員体制、職場環境等要件、情報公表等を実施している事業所介護職員等の処遇改善に資する費用として、職員の定着率の向上とサービスの質を維持する事業所である場合、所定単位数に加算率（22, 4%）を乗じた単位数で算定します。

※事業実施地域以外の送迎には1kmあたり30円がかかります。

（事業実施地域：鹿沼市・宇都宮市）

当日になって利用の中止の申し出をされた場合	(キャンセル料)	但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
利用予定日の前日もしくは、当日の午前8時30分までに申し出がなかった場合はキャンセル料として一律500円		

お問い合わせ

さつき荘ヘルパーセンター

電話 0289-76-2959